

現行の食品表示法の監視体制

	食品全般 (酒類を除く)	酒類	食品全般 (酒類を含む)
調査事項	品質事項		衛生及び保健事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 原材料名 ・ 内容量 ・ 原産地 (原料の原産地を含む) ・ 食品関連事業者 ・ 遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 内容量 ・ 食品関連事業者 ・ 遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 保存方法 ・ 消費期限及び賞味期限 ・ 添加物 ・ アレルゲン (酒類を除く) ・ 栄養成分表示 など
広域	消費者庁		消費者庁 都道府県 保健所設置市 特別区
	農林水産省 (本省+地方農政局)	財務省 (国税庁+国税局等)	
	都道府県		
市域	指定都市		

(注) 県域：事業所等が1の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者（都道府県内食品関連事業者）
 市域：事業所等が1の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者（指定都市内食品関連事業者）
 広域：都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者